

9 東京オリンピックおよび日本万博計画

1429

昭和12年1月4日

在独国武者小路大使より
有田外務大臣宛(電報)

東京五輪大会は国際的意義が没却され国家的
に挙行される傾向にあるとの風説につき国内
関係方面へ注意喚起方意見具申

付記 作成日不明、情報部作成

「第十二回世界「オリンピック」大會ニ對スル
方針案」

ベルリン 1月4日後発
本省 1月5日前着

第五號

「レイワルド」(「オリンピック」委員、前組織委員會會長)
ハ三十日本使ニ日本ニ於テハ次回大會ヲ全ク國家的ノモノ
トシテ舉行シ國際的意義ヲ没却セントスル傾向アリトノ噂
當方面ニ傳ハリ「ラツール」伯甚タ憤激シ居ル旨ヲ語り自
分ハ時事新報ヨリ寄稿ヲ頼マレタル機會ニ此ノ點日本國民

ノ注意ヲ喚起シ度キ(脱)ト意見ヲ求メタルニ依リ本使ハ御
趣旨ハ自分ニ於テ日本ニ傳達スヘシ貴下ニ於テ之ヲ爲サル
ルハ却テ面白カラスト答へ置キタリ

國際「オリンピック」委員會ノ組織、空氣等ヲ考慮スルト
キハ右ノ如キ噂傳ハルハ次回大會ノ爲甚々面白カラス既ニ
御氣付トハ存スルモ嘉納、副島兩氏トモ聯絡ノ上然ルヘキ
向ノ注意ヲ喚起セラレ度シ

(付記)

第十二回世界「オリンピック」大會ニ對スル方針案

「「オリンピック」精神ト目的トヲ嚴守スル根本原則ノ下

ニ大會ノ機ニ來朝セル者ニ對シ我カ國ニ關スル正當有利
ナル認識ヲ與ヘ以テ我カ國ニ對スル親ミト尊敬ノ念ヲ醸
生シテ我カ國ト世界各國トノ關係ヲ善導スルコト

一、右實施ノ爲「オリンピック」大會直接關係機關及二六〇
〇年祝典關係ノ指導機關ニ外務省ノ代表者ヲ參加セシメ

外務省トシテハ前記事項實現ニ關シ積極的指導ノ任ニ當ルコト

一、我カ國ノ實情ヲ認識セシムルコトカ最大ノ宣傳的效果アルヘキニ付キ所謂「内容ノ充實」ヲ第一義トシテ今後之ニ向テ努力スルコト必要ナリ

~~~~~

1430

昭和12年8月6日 広田外務大臣より  
在仏国杉村大使宛

### 日本万国博覧会の国際博覧会事務局への登録

#### 申請方訓令

付記 昭和十一年十月三日付吉野(信次)商工次官よ

り堀内外務次官宛公信一―商第一二七三三号  
日本万博と博覧会条約との関係について

通總普通第一七〇號

昭和拾貳年八月六日

外務大臣 廣田 弘毅

在佛國

特命全權大使 杉村 陽太郎殿

日本萬國博覽會ノ登録申請ニ關スル件

一九四〇年ハ我紀元二千六百年ニ當リ右紀念日本萬國博覽會カ東京及横濱ニ於テ開催セラルルコトハ既ニ御承知ノ通ナル處今般博覽會長ヨリ書翰ヲ以テ本邦ハ博覽會ニ關スル

國際條約ニ加盟シ居ラサルモ世界各國ノ參加ヲ得テ庶幾ノ目的ヲ達成シ度キヲ以テ出來得ル限り右條約ノ規定ニ準據シテ諸般ノ手續ヲ進メ居リ依而右條約ノ規定ニ從ヒ在巴里國際事務局ニ對シ登録ノ申請方(左記リストノ通藤原會長ヨリ博覽會國際事務局長宛依頼文及關係書類添附ノ上)依頼越セルニ付テハ關係書類到着次第右事務局宛提出シ登録方可然御取計相成度

尙右登録ハ一九三九年ノ米國紐育博覽會ノ例モアリ條約未加入國ノ博覽會ニ付テモ可能ト認メラル又博覽會條約ノ規定ニ依レハ第二種博覽會ハ其開催日ヨリ少クモ二年六ヶ月(本年九月十五日)以前ニ登録申請ヲ要スルニ付右手續ハ左ノ關係書類到着次第速ニ行ハルル様御配慮アリ度右爲念申添フ

#### 記

一、博覽會開催趣旨及計画概要

二部

二、本邦ノ外國博覽會參同表

二々

三、外國參同ニ關スル博覽會規則抄  
四、出品部類目錄

二〃  
二〃

五、會場配置圖

二〃

六、博覽會事務局長宛依頼文

一〃

(何レモ佛文)

(付記)

一 一商第一二七三三號

(10月5日接受)

昭和十一年十月三日

商工次官 吉野 信次(印)

外務次官 堀内 謙介殿

日本萬國博覽會ト博覽會條約トノ關係ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ九月十九日附通商機密第一二一三號ヲ以テ

御照會有之候處紀元二千六百年記念日本萬國博覽會開催ノ

關係ニ於テハ假令右博覽會ニ對シ國際博覽會條約中開催度

數ニ關スル規定ノ適用ヲ受ケザルコトヲ留保シテ同條約ニ

加盟シ得タリトスルモ條約上、他加盟國ノ右博覽會ニ對ス

ル參加義務ヲ發生スルノ積極的效果ヲ齎スモノニ無之其ノ

他諸般ノ事情ニ鑑ミルモ本件條約ニ加盟スルハ考慮ヲ要ス

ルモノト認メラレ尙一般的關係ニ於テモ本件條約ニ加盟ス  
ルハ本邦通商貿易ノ進展等ヲ期スル上ニ於テ篤ト考慮ヲ要  
スルモノト被思料候條右御諒知ノ上可然御取計相成度此段  
及回答候也

追テ紀元二千六百年記念日本萬國博覽會ニ對スル諸外國  
ノ參加方招請ニ關シテハ關係各方面協調、充分ノ實績ヲ  
舉グル様最善ノ努力ヲ拂フコトト致度



1431

昭和12年9月8日

在独国武者小路大使より  
広田外務大臣宛(電報)

東京五輪中止報道に対する独国内の動搖に鑑

み遂行に向けた配慮徹底方意見具申

ベルリン 9月8日後発

本省 9月9日前着

第三七〇號

支那事變發生ノ結果一九四〇年ノ「オリンピック」大會東  
京招致モ取止メトナルヤモ知レストノ報道ハ當國ニ於テ多  
大ノ衝動ヲ以テ報道セラレ居ル處本件大會招致ニ付テハ從  
來我方ニ於テ關係各國ノ支援ヲ求メ殊ニ獨逸側ニ於テハ

「ヒトラ」ノ内意ヲ受ケ各方面トモ東京招致ノ爲異常ノ努力ヲ傾倒セリ然ルニ此ノ際萬一我方ニ於テ之カ見合セヲ決定スルカ如キコトアランカ我方トシテ信ヲ國外ニ失フハ勿論現下時局ニ鑑ミ日本カ如何ニモ支那事變ヲ持チ扱ヒ極メテ苦境ニ立テルカ如キ感ヲ與フルコトトモナリ帝國ノ威信ニモ影響スル所鮮カラスト愚考セララルニ付テハ右事情御考慮ノ上苟クモ關係各國ト折衝ノ上既ニ大會招致ニ決定セル今日ニ於テハ我方トシテハ何處迄モ之ヲ遂行スル様關係方面ニ徹底方充分御配慮方希望ニ堪ヘス前記ノ通り種々ノ風説傳ハリ居ル次第ニモアリ我方トシテ東京招致ノ既定方針ニ何等變(化)ナキ旨公表セラルコト必要ト存ス

1432

昭和12年9月9日 広田外務大臣より  
在仏国杉村大使宛(電報)

東京五輪開催は時局の推移を見極めて慎重に  
決定する旨日本政府より公表について

本省 9月9日後10時10分發

第二七〇號

貴電第五一二號ニ關シ

「オリムピック」組織委員會並東京市共既定方針通り準備ヲ進ムルコトニ決シ居ルモ九日政府ハ今後時局ノ推移ヲヨク見極メタル上慎重ニ贊否ノ態度ヲ決定スル旨ヲ公表セリ在歐各大公使壽府へ轉電アリ度

1433

昭和12年9月14日 在仏国杉村大使より  
広田外務大臣宛(電報)

非条約国である日本が国際博覧会事務局へ日

本万博の登録を申請することは不可能である

との同事務局長の見解について

パリ 9月14日後發  
本省 9月15日前着

第五三〇號

貴電<sup>(1)</sup>第二六三號ニ關シ(日本萬國博覽會ノ登録ニ關スル件)

(一)十三日<sup>(渡カ)</sup>義田ヲシテ條約事務局長ヲ往訪關係書類ヲ手交ノ上種々懇談申入ヲ爲サシメタルカ右會談ノ要旨左ノ通りナル趣ナリ

(イ)日本博覽會ノ登録問題ニ關シ事務局長ハ本邦カ條約國ニアラサル關係上登録受付不可能ナルノミナラス米國

ノ例ヲ見ルモ米國ハ表面上何等事務局トノ間ニ正式交渉ノ形式ヲ執ラス條約國タル英佛ヲシテ右兩國ハ米國ヨリ紐育博覽會參加ノ招請ヲ受ケタルカ右招請ニ應諾シ差支ナキヤ否ヤヲ條約事務局ニ照會セシメ事務局ハ數次慎重審議ノ結果(此ノ間米國側カ紐育ヨリ特ニ有力ナル代表團ヲ派遣シテ各方面ニ對シ實際の内面工作ヲ爲シタルハ勿論ナリ客年往電第四三六號及本年往電第二二三三號參照)事務局トシテハ各條約國カ紐育博覽會ニ參加スルコトニ異議ナキ旨ノ聲明ヲ發シ右ニ依リ各國ノ參加ヲ見ルコトトナリ登錄問題等ハ之ヲ避ケタル次第ナリト説明シタルニ付(實ニ)右米國ノ前例ハ別トシ事務局トシテ日本博覽會ヲ「アプループ」スル意味(度數制限等ノ點ニ於テ)ヲ含マス單ニ技術的、形式的ニ登錄丈ケヲ爲スコト不可能ナリヤト質シタル處先方ハ日本側ノ希望ハ能ク了解スルモ右亦前述ノ理由ニ依リ不可能ナリト答ヘ

(ロ)唯自分(局長)一己ノ思付トシテハ日本博覽會ハ大部分ハ之ヲ國內博覽會(Exposition Nationale)トセラレ之ニ「スポーツ」又ハ「ツーリズム」ト言フカ如キ特殊博

覽會(Exposition Speciale)(條約第二條及第四條)ヲ附屬セシメ右特殊博覽會ノミニ對シ各國ノ參加ヲ求メラルコトトスレハ事務局トシテモ異議ナカルヘシト語り(ハ)終ニ蕘田ヨリ當方依頼文及附屬書類ニ就キ今一應詳細御研究願度シト申入レタルニ之ヲ快諾ノ上數日中ニ改メテ何分ノ御返事ヲ爲スヘシト言ヘリ

(ニ)事情右ノ如クナルヲ以テ本件ハ此ノ際登錄問題等ヲ離レ專ラ實際的解決ヲ計ルヲ要スル次第ナル處解決試案トシテ何等御參考迄ニ左ノ通り申進ス

(イ)條約各國ノ公式參加ハ全然思切り民間團體等ノ非公式參加方ニ全力ヲ注クコト(之カ爲ニハ例ヘハ日佛協會ノ如キ各國ニ於ケル日本關係團體ヲ通シテ内面運動ヲ起スコト必要ナルヘシ)

(ロ)前記局長ノ意見ノ通り國內博覽會ト國際特殊博覽會トノ「コンビネーション」ニ依ルコト

(ハ)先ツ以テ各國ヨリ條約事務局ノ承認ヲ條件トスル參加承諾ノ内意ヲ取付ケ置キ大體米國ノ遣口ヲ採用シテ條約事務局ヲシテ承認ノ聲明ヲ爲サシムルコト(此ノ點ノ成否ハ一ニ懸ツテ運動ノ規模竝ニ方法ニ在ルヘク我

方ノ特殊事情ヲ認メシメテ博覽會度數制限ニ一ノ例外  
ヲ認メシムルコト或ハ絶對不可能ニアラサルヘシ

1434

昭和12年9月29日 広田外務大臣より  
在仏国杉村大使宛(電報)

**国際博覽會事務局に対し日本万博への好意的  
援助を切望する旨申入れ方訓令**

本省 9月29日前11時20分発

第二八九號

貴電第五三〇號ニ關シ

一、本邦力無條約國ナル關係上登錄ハ不可能ト存セラルルモ  
本博覽會ハ建國二千六百年紀念ノ盛舉ニシテ各國ノ參同  
ヲ必要トシ居ル處事務局側力登錄ヲ正式ニ拒否スルコト  
ハ參同要請上多大ノ障害トナル惧アルニ付事務局長ニ對  
シ右書類ハ參考迄ニ事務局ニテ保管アリ度尙今後條約國  
ノ參同要請ノ際ニモ事務局側ハ紐育萬博ニ對スルト同様  
條約國カ右博覽會ニ參同スルニ異議無キ旨ノ聲明ヲ發ス  
ル等何等カノ好意的援助ヲ切望スル旨申入レラレ度  
三、各國ノ參同ニ關シテハ近ク正式招請狀ノ送附ニ次キ勧誘

團ヲ派遣シ右實現方努力スル豫定ナルニ付テハ紐育博代  
表團ノ貴地ニ於ケル遣口等既ニ御報告濟以外參考トナル  
ヘキ事項アラバ回電アリ度

三、尙冒頭貴電(二)ノ(ロ)ノ如キ取扱ヲ爲スコトハ困難ナリ  
四、尙本件ノ如キ交渉ハ種々困難ナル事情存スル處右ハ商工  
省筋ヲシテ實感セシメ置クコト必要ト考ヘラルルニ付  
來ル範圍ニ於テ菅波書記官ヲモ交渉ニ參加セシムル等出  
先ニ於ケル困難ヲ「インプレス」セシムル様致度シ

1435

昭和12年10月9日 在仏国杉村大使より  
広田外務大臣宛(電報)

**日本万博に対する国際博覽會事務局の好意的  
援助を得るためには仏国要路を通じた政治的  
折衝も検討すべき旨意見具申**

パリ 10月9日前発  
本省 10月9日後着

第五九二號

往電第五三〇號ニ關シ

七日求メニ依リ蓑田ニ於テ博覽會條約事務局長ヲ往訪シテ

ル處同局長ヨリ先日受領シタル本邦側書類ヲ閲讀シタルカ日本萬博規則ハ細目ノ點多少ノ是正ヲ願度キモノ有ルモ内容ハ條約規定トノ關係ニ於テ大體結構ナリ但シ根本ニ於テ條約事務局トシテ先日御話致シタル通り日本萬博ヲ登録スルハ米國ノ場合同様不可能ニシテ唯條約各國ヨリ日本博參加ノ可否ヲ照會シ來ル場合其ノ意見ヲ表示シ得ルニ過キスト繰返シタルニ付蓑田ヨリ貴電第二八九號ノ趣旨ニ依リ我方ハ右各國ヨリノ照會ニ對シ好意的意見ノ表示アリ度キコトヲ希望スルモノナレハ何トカ考慮ノ餘地無キヤト質シタルニ先方ハ條約ノ明文上何トモ致難シトテ再ヒ往電第五三〇號ノ(二)「コンピネーション」ヲ持出シタリ仍テ右ノ方法ハ既ニ東京ニモ照會シタルカ本邦トシテハ採用シ得サル立場ニ在リト説明ヲ與ヘタル上更ニ條約各國ヨリノ意見照會ニ對シ事務局トシテ何等可否ノ意見ヲ表示セス單ニ日本博ヘノ參加ハ各國ノ自由裁量ニ任スヘシトノ白紙委任狀ニ依ル消極的態度ヲ執ラルルコト不可能ナリヤト念ヲ押シタルニ局長ハ右ハ結局參加承認ト同一ナレハ考慮困難ナリ執レニスルモ本月二十六日事務局ノ會合有ルニ付夫レ迄ニ正式ニ佛蘭西政府ヲ通シテ事務局ノ意見ヲ徵スル手續ヲ執ラ

レテハ如何ト語り居リタル趣ナリ

右ノ事情ニシテ問題ノ成否ハ既ニ冒頭往電ヲ以テ申進メタル通り我方工作ノ規模及方法ニ依ルヘキ處條約事務局長邊リニ對スル所謂事務的折衝ノ如キハ幾回之ヲ繰返スモ所詮埒明カサルヘキコト勿論ナレハ此ノ際ハ佛國朝野ノ有力者方面(「オノラ」、「ルイ・マラン」等ヲ含ム尙「オ」ハ既ニ依賴濟ニテ同氏ハ上院議員間ニ話ヲ進メツツアリ)及在本邦佛國大使等ニ働キ掛ケ專ラ政治的折衝ニ依リ佛國政府ヲ納得セシメ之ヲ通シテ條約事務局側ヲ説伏スルコト最モ實際的ナラスヤト思考セラル但シ右工作ノ時機ハ實ハ相當注意ヲ要スヘク近ク勸誘團派遣ノ御豫定ナル際ニモアリ前記事務局長ノ言ニ從ヒ性急ニ本月二十六日前ニ佛國政府ニ申入ヲ爲スカ如キハ四圍ノ情勢上必スシモ策ノ得タルモノニアラスト思考セラル不取敢

~~~~~

1436

昭和12年10月19日

在仏国杉村大使より
広田外務大臣宛(電報)

日本万博への各国参加取付けのため国際博覧会事務局の提案する開催方式を検討方意見具申

パリ 10月19日後發
本省 10月19日夜着

第六〇九號
往電第五九二號ニ關シ

一、博覽會條約事務局長ヨリ其ノ後大体右往電所報ノ内容ニ
テ大使館宛書面回答アリタルカ今一應先方ノ眞意ヲ突留
ムル爲十八日內山及蓑田ニ於テ同局長ヲ午餐ニ招待種々
懇談シタル處先方ノ内話要旨左ノ通り

(イ)一九四〇年ハ條約上絶對不可能ナリ殊ニ來ル二十六日
ノ事務局會議ニハ巴里博覽會ノ會期延長問題ヲモ上程
シ事務局ハ之ヲ否定スル筈ニテ條約ノ效力強化ヲ主張
シ居ル現在ノ空氣ナレハ此ノ際日本ニ對シ例(外)ヲ認
ムルコト全然不可能ナリ

(ロ)從テ實際的解決案トシテハ矢張り(一)國內博覽會ニ(二)特
殊(「スペシャル」)國際博覽會(但シ右特殊博覽會ハ
「スポーツ」)又ハ「ツーリズム」カ不適當ナラハ東西
文化ノ相互的影響ト言フカ如キ廣キ意味ノ名ヲ附スル
コト然ルヘシ)ヲ加ヘ且(三)事務局ヲシテ太平洋沿岸國
タル條約國ニ對シ例外ヲ認メシメ是等諸國及非條約國

ニ關スル限リ第二種一般國際博覽會タルコトスレハ
條約トノ調和モ可能ニテ實際上ノ效果ヲ擧ケ得ヘシ

(ハ)²⁾尙先日ハ佛國政府ヲ通シ正式ニ事務局ノ意見ヲ徵セラ
ルル様御勸シタルモ場合ニ依リテハ來ル二十六日ノ會
議ニ間ニ合フ様大使館ヨリ直接事務局側ニ日本側ノ意
嚮ヲ通報セラルルニ於テハ事務局トシテハ大体前記(ロ)
ノ趣旨ニ依リ出來得ル限リノ便ヲ取計フヘシ

ニ事情右ノ如ク日本萬博ハ現狀ニテハ條約ト正面衝突ノ狀
態ニ在リ若シ我方カ事務局ノ反對ヲ理由トシテ体好
敢行スルニ於テハ各國ハ事務局ノ反對ヲ理由トシテ体好
ク參加ヲ拒否シ來ルヘク結果ハ面白カラサルコト豫想ニ
難カラサルノミナラス光輝アル建國二千六百年ノ記念盛
典ヲ國際條約無視ノ權道ニ據ラシムルコト果シテ盛典ノ
本旨ニ副フヘキヤ甚タ疑ナキ能ハス他方同シク非條約國
タル米國ノ場合ハ一九三九年ハ期日トシテ條約上全然障
碍ナキニ反シ四〇年ハ條約ト牴觸スル次第ナラハ我方ノ
特殊事情ヲ承認セシムルコト殆ト望ナキニ付此ノ際ハ正
々堂々條約ニ準據シ前記(ロ)ノ趣旨ニ依ルコトトスレハ各
國ハ日本博參加ヲ拒否スル理由ナク最大ノ實際的效果ヲ

收メ得ヘシト思考セラルルニ付今一應御考究相煩度ク重
ネテ申進ス

尚二十六日以前二事務局ニ對シ回答ノ都合モアルニ付特ニ
今週中ニ何分ノ儀御回訓相願度シ



1437

昭和13年1月15日 在ニューヨーク若杉総領事より
広田外務大臣宛(電報)

東京五輪は時局に関わらず着々と準備進行中

であるとの米国ラジオ放送を通じたわが方の

アピールについて

ニューヨーク 1月15日後発

本省 1月16日前着

第一四號

一月二十一日午後七時四十五分ヨリ十五分間(東部標準時)
N・B・Cヨリ當地滞在中ノ笠井重治ノ東京「オリンピッ
ク」ニ關スル放送ヲ行フコトナレル處右放送ニ於テハ
A・O・C「ブランドジ」ノ紹介放送ニ續キ笠井ヨリ日本
側トシテハ時局如何ニ拘ラス「オリンピック」準備ハ着々
進行セシメ居リ米國側關係者トシテモ此ノ際浮説ニ迷フコ

トナク準備ヲ進メ大舉東京「オリンピック」ニ参加アリ度
キ趣旨ヲ述フル豫定ナリ就テハ笠井ノ希望モアルニ付徳川
公爵始メ「オリンピック」關係ノ向トモ御打合ノ上右放送
中ニ折込ムヘキ「メッセイヂ」或ハ特ニ言及スヘキ點モア
レハ折返シ御回示アリ度シ



1438

昭和13年2月16日 広田外務大臣より
在英国吉田大使宛(電報)

東京五輪反対運動の实情調査方訓令

本省 2月16日後5時40分發

第五三號

貴地ニ於テ東京「オリムピック」大會開催ニ反対運動アル
趣報道セラレ居ル由ナルヲ以テ右真相取調アリタキ旨組織
委員會ヨリ依頼アリタルニ付テハ御調査ノ上回電アリタシ
本大臣ノ訓令トシテ「シドニー」「フィンランド」ニ轉電
アリ度シ



1439

昭和13年2月18日 在シドニー若松総領事より
広田外務大臣宛(電報)

東京五輪の実現性に対する疑念少なからず確

固たる方針宣明方請訓

別電 昭和十三年二月十八日発在シドニー若松総領

事より広田外務大臣宛第三五号

東京五輪反対運動の実情報告

シドニー 2月18日後発

本省 2月18日夜着

第三四號

在英大使宛貴電第五三號ニ關シ(東京「オリムピック」大會反對運動ニ關スル件)

調査ノ結果不取敢別電第三五號ノ通りナル處同電中英帝國競技團ノ決議ノ件ニ關シテハ引續キ真相取調中ナリ

尙支那事變發生以來果シテ日本側ハ次回「オリムピック」ヲ主催スルヤ否ヤニ關シ疑問ヲ抱ク者鮮カラサルヤニ見受

ケラルルニ付此ノ際右ニ關スル日本側ノ確タル方針責任當局ヨリ御宣明アリ度ク又本件反對運動ニ對スル措置振御電

示ヲ請フ

本電別電ト共ニ英へ轉電セリ

(別電)

シドニー 2月18日後発

本省 2月18日夜着

第三五號

新聞報ニ依レハ百五十年祭ヲ機トシ當地ニ開催ノ一九三八年度英帝國競技大會ノ爲帝國内各地ヲ代表シテ滞在中ナリ

シBritish Empire Games Federationノ會員ハ本月十一日ノ會

合ニ於テ何國タルヲ問ハス交戰國ニ開催サルヘキ「オリム

ピック」競技ヘノ參加ニ對スル discrimination ヲ記録ニ留ム

ヘシトノ決議ヲ通過セル趣ナル處十七日同聯盟委員長 Sir

James Lighthood ハ當館員ノ照會ニ對シ一旦右事實ヲ肯定

シ乍ラ同會合力祕密會ナルノ故ヲ以テ言明ヲ拒否シ却テ去

ル十五日本件報道ニ對シテ下村競技委員會事務總長代理ノ

爲セル反駁の聲明(十六日「サン」所報)ヲ云爲シ何故日本

政府ハ事態ヲ悪化セシムルスカル言辭ヲ取締ラサルヤトテ

甚タ非友誼の態度ニ出テタリ

尙十二日「ヘラルド」ハ十一日倫敦發電トシテ Amateur

Athletic Association 執行委員ノ一人タル H.F.Pash カ其ノ

Chelmsford ニ於ケル演説ニ於テ同協會全員ハ若シ次回「オ

リムピック」ニ於テ同協會全員ハ若シ次回「オ

リムピツク」カ東京ニ開催サルルナラハ英國選手ハ之ヲ支持スヘカラストノ意見ヲ有シ居リ米國其ノ他ノ諸國モ之ニ做フヘシト期待サルル旨及右ハ政治上ノ問題ニアラスシテ人道及 sport ノ基礎タル fair play ノ問題ナル旨ヲ述ヘタル事實竝ニ日本ハ次回「オリムピツク」ノ主催ヲ英國ノ爲抛棄スヘシトノ印象漸次運動界ニ濃厚トナリツツアリトノ觀測ヲ掲載シ尙本件ハ「カイロ」ニ開催サルヘキ國際「オリムピツク」聯盟ノ次回會合ノ議題タルヘシト豫想サルル旨報道シ居リ又十五日「サン」ハ Hungarian Sports Council 會長 Dr. Kelenen カ「カイロ」ニ於ケル前記會合ニテ秘密投票行ハルレハ交戰國タル日本ハ「オリムピツク」主催方拒否セラルルヘク然ル場合ニ於テ洪牙利ハ他ノ國カ(一九四〇カ)「オリムピツク」ヲ主催スルコトハ準備ノ期間不足ナルヘキニ依リ同年ノ開催方ニ對シテハ反對投票ヲ爲スヘシト語レル趣十四日「ブカレスト」發電トシテ報シ居レリ

1440

昭和13年2月18日
在フィンランド平田臨時代理公使より
広田外務大臣宛(電報)

フィンランドでの東京五輪反対運動は認めら

れないが英国の策動に要注意の旨報告

第七號

ヘルシンキ 2月18日後發
本 省 2月19日前着

在英大使宛電第五三號ニ關シ(東京「オリンピック」大會ニ關スル件)

當國ニ於テハ今日迄ノ處東京「オリンピック」大會開催反對ノ運動等認めラレス當國各方面ニ英國ノ策動盛ナルニ付今後共注意スヘシ當國輿論ノ一部ニシテ今假令「オリンピック」ヲ芬蘭ニ奪ヒ得タリトスルモ準備ノ點ニテ技術的ニ實現不可能ナリト言フ者アル由ナリ
英へ暗送セリ

1441

昭和13年2月19日
在英國吉田大使より
広田外務大臣宛(電報)

東京五輪反対運動は一部の排日論者によると
の英國関係者の内話報告

ロンドン 2月19日後發
本 省 2月20日前着

第三三五號

貴電第五三號ニ關シ(東京「オリンピック」大會ニ關スル件)

當地 Amateur Athletic Association 副總裁 Pash カ二月二十日

公開ノ席上ニテ同協會委員會ノ決議ナリトテ一九四〇年ノ

東京大會ヲ英國選手ハ支持セサル旨ヲ述ヘタルカ右ニ關シ

眞否ノ程ヲ「サウンド」スル爲十八日館員ヲシテ同協會總

裁、英國「オリンピック」協會議長 Lord Burgley ヲ往訪

セシメタル處右ハ A、A、A ノ意嚮ヲ代表スルモノニアラ

スシテ且「パ」ハ何等ノ權限ナクシテ右ノ言辭ヲ弄シタル

モノニテ十五日當地ニ於テ開催セラレタル英國「オリンピ

ック」協會年會ニ於テモ何等東京大會ニ對スル態度ハ決定

セザリシ次第ナル旨辯解シ且當國ニテハ東京大會反對ハ一

部排日運動者間ノ空氣ニテ餘リ強大トハ思料セラレサル旨

語リタルカ「シドニー」英帝國聯盟ノ決議ニ關シテハ何等

關知セサル旨答ヘ二月二十八日巴里ニ於テ行ハルル Inter-

national Athletic Amateur Federation 大會及「カイロオリン

ピック」委員會ニ於テ支那側ハ日支間ニ戰爭ノ存在スル以

上支那選手ハ東京大會ニ出席シ得サルヘシステハ「オリン

ピック」憲章ノ趣旨ニ反スト主張シ日本開催ニ反對ノ惧ア

ル旨ヲ指摘セリ尙當地ニ於テ一九四〇年大會ヲ招致スル運
動ニ付テハ僅カ二年ノ時日ヲ餘ス今日遅キニ過キ到底實現
困難ナル旨ヲ語レル趣ナリ右不取敢



1442

昭和13年3月10日

広田外務大臣より
在米國齋藤大使、在英國吉田大使他宛
(電報)

日本万国博覽会への外国招請方訓令

別電

昭和十三年三月十日發 広田外務大臣より在米
國齋藤大使、在英國吉田大使他宛合第七七三号
日本万国博覽会招請状

付記一

昭和十三年三月八日、通商局総務課作成
「日本萬國博覽會招請狀發送ニ關スル件」

二 作成日不明、通商局総務課作成

「日本萬國博覽會ニ對スル外國參同招請ニ關聯
シ松永事務次長渡佛ニ關スル件」

本省 3月10日後8時20分發

合第七七二號(大至急)

一、日本萬國博覽會ハ紀元二千六百年奉祝記念トシテ政府後
援ノ下ニ昭和十五年三月十五日ヨリ同八月三十一日ニ至

ル間東京(第二會場ヲ横濱ニモ設ク)ニ於テ開催セラルルコトナレリ

三、御承知ノ如ク我方ハ一九二八年十一月巴里ニ於テ成立セ

ル國際博覽會條約(國際聯盟登録條約番號第二五九八號)

ニ加盟シ居ラサルモ可成多數條約加盟國ノ參同ヲ得ル爲

出來得ル限り右條約ニ準據スルコトトセル處日本萬國博

覽會ハ性質上條約ニ所謂第二種一般博覽會(條約第四條

第二項參照)ニ該當セシメントスルモノナルガ條約上第

二種一般博覽會ハ少ク共二年ノ間隔ヲ必要トシ一九三九

年紐育ニ於テ同種博覽會開催ノ豫定ナルヲ以テ我方ノ開

催期タル一九四〇年ハ之ヲ承認シ得サル年次ニ當ル爲在

巴里條約事務局ニ於テハ之ヲ一般博覽會トナスコトニ難

色アリ一方我方トシテハ之ヲ特殊博覽會ト銘打ツコトハ

國內のニモ困難ナル事情アリタルヲ以テ事務局側ト折衝

ノ結果別電ノ通招請狀ニ於テ日本萬國博覽會ノ目的ヲ

「東西文化ノ融合ニ資スル爲」トナシ右カ一般博覽會又

ハ特殊博覽會ノ何レトモ解釋シ得ル如キ体裁ト爲スコト

ニ諒解成立セリ

三、招請狀ハ開會二年前之ヲ發送スヘキ旨ノ規定ニ基キ遅ク

モ本月十五日迄ニ貴任國(兼任國ヲ含ム)政府ニ提出スルノ要アルニ付右至急御提出アリ度(貴任國カ國際博覽會條約加盟國タルト否トヲ問ハズ)尙招請狀提出ノ際先方ヨリ質問アリタル場合ハ前記事情御含ミノ上條約加盟國ニ對シテハ同博カ「東西文化ノ融合」ヲ目的トスル條約第二條第二項ノ特殊博ナル性質ヲ有スル旨口頭ヲ以テ可然應酬セラレ加盟國ノ參加ヲ容易ナラシムル様御措置アリタシ(非加盟國ニ對シテハ右カ第二種一般博ニ該當スルモノナル旨説明セラレ度)

四、招請狀ニ添附スヘキ書類中趣意書、出品部類目錄、會場配置圖、外國博覽會ニ對スル本邦參同表ハ直ニ郵送スヘク又外國參同ニ關スル博覽會規則抄ハ訂正ノ必要生シタルニ付右書類ヨリ稍々遅レテ送付ノ筈ナルニ付其ノ旨先方ニ申入レ置カレ度シ

(米宛ノモノ)

別電ト共ニ訓令トシテ伯刺西爾、加奈陀、墨西哥、玖馬、パナマ、コロンビアニ轉電シ伯ヨリア、祕露、智利ニ轉電セシメラレ度シ(ボリビア、エクアドルニ對シテハ在祕露公使ニ於テ可然取計ハレ度シ)

(英宛ノモノ)

別電ト共ニ訓令トシテ英ヨリ佛、伊、白、獨、土、西班牙、葡萄牙、和蘭、瑞典、瑞西、致須國、羅馬尼亞、波蘭、芬蘭、埃及、南阿聯邦ニ轉電アリタシ(アルバニアニ對シテハ在伊大使ニ於テ可然取計ハレ度シ)

(カルカッタ宛ノモノ)

別電ト共ニ訓令トシテアフガニスタン、イラン、暹羅、シドニー、ウエリントンニ轉電アリタシ

(別電)

本省 3月10日後8時20分發

合第七七三號(大至急)

I have honour under instructions from my Government to extend invitation to Your Excellency's Government to participate in International Exposition of Japan to be held in Tokyo in 1940 to commemorate 2600th anniversary of Accession to Throne of First Emperor Zimmu and to contribute to fusion of Oriental and Occidental civilizations.

I shall have pleasure to transmit for information of your

Government prospectus and other documents concerning
Exposition on their arrival from Japan.

編注 本招請状は電報であるため、定冠詞が省略されている。

(付記一)

一三、三、八

日本萬國博覽會招請狀發送ニ關スル件

(欄外記入)

二、三月七日衆議院國家總動員法案委員會席上紀元二千六百年記念日本萬國博覽會ノ開催ニ關スル質問ニ對シ末次内相ヨリ「今日ヨリ戰爭進行スル場合斯ル悠長ナル催ハナシ得サルヘキモ我國現下ノ状態ニ鑑ミ差支ヘナカルヘシトノ認識ノ下ニ準備シ居ルモノナリ」(新聞記事ヨリ採録)トノ要旨ノ答辯アリ右答辯ハ現状カ永續スル場合之ヲ中止スルヤ否ヤ不明確ニシテ内相ノ眞ノ意圖何レニ在ルヤ俄カニ豫斷シ難キ答辯振ナリ

二、本博覽會ニ關シテハ昭和十一年八月二十五日附閣議ヲ以テ決定アリ引續キ紀元二千六百年記念日本萬國博覽會監理委員會(各省次官並關係者ヲ委員トス)設置セラレ同監

理委員會ハ昭和十三年一月十五日同博覽會入場券ノ發行

ニ付決定ヲ爲シ着々之カ準備ヲ進メ來レリ

三、然ル處國際博覽會ニ付テハ千九百二十八年十二月巴里ニ

於テ成立セル國際博覽會條約アリ之カ爲我方ニ於テ開催

スヘキ博覽會ノ性質ニ關シ種々困難アリタルモ客年來同

條約事務局ト屢次折衝ノ結果漸ク日本萬博ノ目的ヲ「東

西文化ノ融合ニ資スル爲」ト爲シ之カ了承ヲ取付クルニ

成功スルニ至レリ

其ノ結果我方ハ博覽會開催ニケ年前タル本年三月十五日

迄ニ外交手續ニ依ル招請狀ヲ發送スル運トナリ且我方招

請ニ對シ諸外國側ニ於テ贊否ヲ決スヘキ巴里條約事務局

會議(來ル四月四日開催)ニ之カ參加ヲ容易ナラシムヘク

工作ヲ爲ス爲既ニ關係者ニ於テ出發セル次第ナリ

四、事情右ノ如ク來ル三月十五日迄ニ我方招請狀ノ發送セラ

ルヘキ今日ニ至リ前記ノ如ク國務大臣中ニ本件開催ニ付

キ尙遲疑スルカ如キ意見ヲ外部ニ發表セラルルニ於テハ

諸外國ヲシテ我方政府部内ニ於ケル意見ノ不一致ヲ推知

セシメ延テハ被招請國タル諸外國ヨリノ參加回答ニ不満

足ナル結果ヲ招來スルノ惧ナシトセス

就テハ右正式招請狀發送ニ先立チ本件博覽會開催ノ準備

ニ付前記閣議決定並準備委員會決定ノ次第アルモ重ネテ

此ノ機會ニ政府部内ノ意見ヲ一致セシムルノ要アルヘシ

五、尙今日正式招請狀ヲ發送スルモ將來重大ナル事情ノ變更

ノ爲開催不可能トナル場合ハ致方ナカルヘキモ現在トシ

テハ光輝アル皇紀二千六百年ノ盛典ヲ祝スヘキ本博覽會

ノ開催ハ國民精神總動員ノ精神ニ毫モ反セサルモノナル

ノミナラス却テ國民精神總動員ノ趣旨ヲ高揚スル所以ニ

シテ且支那側長期抗戰ニ際シ我方ノ必要トスル外貨資金

ノ吸收ニモ重大ナル役割ヲ演スルモノナルヲ以テ之カ時

局柄不適當ナリト爲スカ如キハ當ラスト言ハサルヘカラ

ス

(欄外記入)

三月十日次官會議ニ於テ堀内次官ヨリ此趣旨ヲ述ヘ村瀨商工次

官ヨリ同様希望スル旨ヲ述ヘ一同諒得セリ尙其際答弁案ヲ作成

シ各大臣へ豫メ配布シテハ如何トノ意見出テ外商兩省ニ於テテ

合ノ上右様取計フコトトセリ 堀内

(付記一)

日本萬國博覽會ニ對スル外國參同招請ニ關聯シ

松永事務次長渡佛ニ關スル件

一、明後昭和十五年ハ紀元二千六百年ニ相當スルヲ以テ右紀念ノ爲日本萬國博覽會協會主催者トナリ政府後援ノ下ニ同年三月十五日ヨリ同八月三十一日ニ至ル間東京及横濱兩市ニ於テ紀元二千六百年紀念日本萬國博覽會ヲ開催スルコトトナレリ

二、右博覽會開催ニ當リ關係當局ニ於テハ廣ク列國ヲ招請シテ其ノ産業文化ノ精華ヲ蒐集展列セントシ近ク外交上ノ手續ニ依リ正式招請狀ヲ發スルコトトナリタルカ我方ハ國際博覽會條約ニ加盟シ居ラス而モ博覽會當局トシテハ可成多數列國ノ參同ヲ得テ庶幾ノ目的ヲ達成シ度キ希望アリ出來得ル限り右條約ニ準據シテ外國ノ參同ヲ招請スルコトトセリ

三、日本萬國博覽會ハ性質上條約ニ所謂第二種一般博覽會ニ該當スルモ日本萬博開催ノ前年即一九三九年紐育ニ開催セラルル紐育萬國博覽會カ第二種一般博覽會トシテ巴里條約事務局ノ承認ヲ得タル爲國際博覽會條約ノ上ヨリス

レハ日本萬博ハ第二種特殊博覽會トナル譯合ナルカ複雑ナル國內ノ問題モアリ巴里條約事務局側トモ種々折衝ノ末我方ハ一般博覽會、特殊博覽會何レニモ解釋シ得ル如キ招請狀ヲ發スルコトニ了解ヲ得タリ斯クシテ事務局側トノ間ニハ右ノ如キ諒解成レルモ來ル四月四日ニハ事務局會議アリ日本萬博ニ對スル外國參同ノ問題モコノ會議ニ於テ決定ヲ見ル次第ナルヲ以テ日本萬博側ハ松永事務次長ヲ渡佛セシメ右會議ニ説明員トシテ出席各種ノ情勢ヲ供スルコトトナレリ

四、前述ノ如ク招請狀ハ近ク發送ノ運トナレル處國際情勢現狀ノ如キモノアル折柄果シテヨク所期ノ成果ヲ收ムルコトヲ得ヘキヤ疑念ナキ能ハサルモ今暫ク待機スルモ俄ニ國際情勢ノ好轉スヘキモノアリトモ思ハレス旁々バネ一號事件等モ一先落着シ對日經濟壓迫問題ノ如キモ幾分鳴ヲ靜メタル如キモノアルヲ以テ此際發送ノ手續ヲ執ルコトトセリ

1443

昭和13年4月4日

広田外務大臣より
在仏国杉村大使宛(電報)

日本万国博覧会招請委員の派遣について

本省 4月4日後0時10分発

第一一七號(至急)

往電合第七七二號二關シ

日本萬博ニ於テハ招請委員トシテ歐洲班有吉忠一外一名、中南米班丸山鶴吉及甘利造次、亞細亞及濠洲班山脇春樹外一名ヲシテ本月十二日頃出發セシムル筈
尙藤原會長ノ訪米ハ期日相當遅ルル見込ノ旨松永次長ニ御傳ヘアリ度シ



1444

昭和13年4月5日 在ベルギー來栖大使より
広田外務大臣宛(電報)

東京五輪への反対気運は高く戦争の早期終結

が見込めなければ開催を辞退すべきとの一〇

C会長の示唆について

ブリュッセル 4月5日後発
本省 4月6日前着

第九〇號

二日「バイエ、ラツウル」來訪(一)東京「オリムピック」ノ

件二關シテハ種々苦心シ居レルニ拘ラス東京開催反對ノ電報約百五十通ニモ達シ昨今ノ形勢面白カラス若シ來年一月招請狀發送迄ニ戰爭終ラサレハ英、米、瑞典等ハ素ヨリ其ノ他ノ國ニモ參加ヲ拒ムモノ出ツルニアラスヤトモ憂慮セラルル旨ヲ述ヘ日本ノ友人タル自分一己ノ考トシテハ若シ斯ノ如キ困難ナル事態出來ストセハ寧ロ日本ニ於テ辭退セラルル方不體裁ナル「オリムピック」ヲ見ルヨリモ日本ノ面目ノ爲ニモ可ナルヘシト思考スル旨附言セリ尙(一)「オリムピック」規約ニ依レハ博覽會等トハ同時ニ開催不可能トナリ居リ「オスロー」會議ニ於テモ杉村大使ヨリ博覽會ハ「オリムピック」開催久シキ以前ニ閉幕スヘキ旨聲明セラレタルニ拘ラス「カイロ」會議ニ於テハ殆ト兩者ヲ繼續開催スルカノ如キ提案ニ接シ會議ハ大イニ驚キタルカ幸ヒ「オリムピック」ヲ九月二十一日開催ニ決定セル爲會議ハ八月末博覽會閉幕ノコト卜了解シ一先ツ承認セル次第ナリ然ルニ博覽會ハ多クノ場合會期延長勝ニテ若シ右萬一延長トモナラハ選手ハ當然「オリムピック」參加ヲ拒ミ歸國セサルヘカラサルコト卜ナルヘキニ付費用ハ日本側ニテ負擔ノコト卜ナルヘシ尙博覽會會期ヲ延長セサルコト二關シ

テハ既ニ日本側ノ正式保障ヲ請求中ノ處若シ右回答來ル五月八日迄ニ接到セサレハ「ローザンヌ」執行委員會ニ於テ或ハ東京開催反對ノ決議ヲ見ルヤモ知レス以上ノ事情ハ充分日本代表側ヨリ報告濟ノコトトハ思料スルモ萬一行違等アリテハ事態ヲ紛糾セシメ面白カラサルニ付爲念本使ヨリ電報方依頼スル旨申述ヘテ引取りタリ尙「バ」ハ目下英國旅行中

1445

昭和13年4月24日
在仏国杉村大使より
広田外務大臣宛(電報)

國際博覽會事務局が示した条約上の疑義を払拭すべく関係国への働きかけを在独国東郷大使などへ要請について

パリ 4月24日前発
本省 4月24日夜着

第二四三號

大臣發英宛電報合第七七二號ニ關シ

客年來當地博覽會事務局ト折衝ヲ續ケ結局條約加盟國ハ事務局分類第四十二ノ civilisation des peuples ヲ目的トシ特殊

博ノ名義ノ下ニ我方博覽會ニ參加シ得ル方式ヲ案出セルコト御承知ノ通りナル處右方式ハ四月四日及五日當地ニ開催セラレタル事務局會議ノ議題トナリ即決カ豫想セラレタルニ拘ラス條約上ノ疑義續出シタル趣ナルニ加ヘ各國委員カ事情ニ通セサリシト我國カ非條約國ナルトニ依リ議事ニ參加シ得サリシ爲豫想ノ結果ヲ收メ得ス右條約上ノ疑義ハ五月十一日^(中)當地ニ開催ノ豫定ナル小委員會ヲシテ研究セシメ右ニ基キ我博覽會ニ對スル參加ノ可否決定スルコトトシ之ヲ今週ノ會議ニ延期スルニ至レリ右條約上ノ疑義ト稱スルハ左ノ三點ナリ

(イ)主催國カ一般博トスルモノニ被招催國ハ特殊博ノ名義ニテ參加シ得ルヤ

(ロ)然ル場合ニ被招催國ハ非條約國ト雖特殊博トシテ參加スルノ制限ヲ受クヘキヤ右ニ關シ何等カノ例外ハ認めララルヘキヤ

(ハ)特殊博ニ於テハ第二種一般博ノ如ク被招催國ハ國別「パビイヨン」建築ノ自由ヲ有スルヤ

我方トシテハ條約國ヲ能フ限り多數特殊博ノ名義ノ下ニ參加セシメ度キニ付(イ)ニ關シテハ「然リ」ノ答申ヲ強ク希望

シ(ロ)ニ付テハ條約國カ參加ニ關シ同一ノ地方ニ重キヲ置ク結果小委員會ノ大勢ハ「然リ」ニ傾クヘシト豫想セラルルモ我方トシテハ當初ヨリ非條約國迄特殊博トシテ勧誘スルノ意嚮ナカリシニ依リ成ルヘク例外ヲ求メ度キ心組ナリ又(ハ)ニ關シテモ「然リ」ノ答申ヲ希望シ居ル處形勢必スシモ樂觀ヲ許ササルニ付極力運動ノ必要アリト認メラル情勢以上ノ通りナルニ付四月四日ノ會議ヲ目的トシ急遽渡佛シタル松永事務次長ハ近ク白獨瑞西ヲ歴訪シ小委員會構成員ノ説得ニ努ムル筈ナルカ貴使ニ置カレテモ貴任國ノ關係者及關係當局ニ對シ充分我方ノ意嚮ヲ懇談のニ説明セラルルト共ニ其ノ意見ヲ質サレ結果何分ノ儀大臣及本使宛御回電アリタク右大臣訓令ノ趣旨ニ從ヒ申進ス因ニ小委員會ノ顔觸ハ左ノ如シ

委員長 Sachs (瑞典) 委員 Lienert (瑞西) Schanzer (伊) Caspers (白) Mathis (獨) Hirschfeld (蘇) Oldenburg (丁抹) Roy (加) Faure (佛) 尙蘇、丁、加、佛ノ各國委員ハ巴里在住者ナリ大臣ノ訓令トシテ獨、伊、白、瑞西及瑞典ニ電報シ參考トシテ英、葡、波、蘇、致ヘ電報セリ

1446

昭和13年4月27日

在独国東郷大使より
広田外務大臣宛(電報)

北歐諸國等の東京五輪反対論が勢いを増す現

状では五輪と万博との開催間隔確保が絶対必

要とのIOC側の通告について

ベルリン 4月27日後発

本省 4月28日前着

第二二六號

一九四〇年「オリムピック」大會ニ關シ二十七日「クリンゲベルヒ」囑託來訪シ永井事務總長歐洲出發後同人カ實行委員ト接觸セル所ニ依レハ北歐諸國側(英モ其ノ背後ニ在リ)ニテハ益々本邦開催ニ反對ノ氣勢ヲ加ヘ博覽會ト「オリムピック」大會間四週間ノ間隔ニ付テハ之ヲ絶対必要トシ而モ五月十八日迄ニ本邦側ノ明確ナル應諾ヲ求メ居リ更ニ妥協ノ餘地ナキ形勢ニアルニ付日本側ニテ右應諾方是非共必要ナリト述ヘタルニ付右永井事務總長ヘ御傳達相成度シ

昭和13年5月21日

在仏国杉村大使より
広田外務大臣宛(電報)

国際博覧会事務局の説得断念および条約国に

対する非公式招請への切り替えについて

別電 昭和十三年五月二十日発在仏国杉村大使より

広田外務大臣宛第三〇八号

右事務局に提出された覚書

パリ 5月21日前発

本省 5月21日後着

第三〇七號

貴電第一六五號敬承右ニ依リ特殊博ノ意義及範圍ニ關シ東京ニ於テ考慮セラルル所ト當地事務局ノ解釋トハ根本的ニ符合セサルコト判明シタルカ事務局ノ意見ニ依レハ前者ハ條約上一般博ト認ムヘキモノナレハ之ヲ以テ事務局ニ臨ムコトハ嘗テ「ファン、デル、ベルヒ」カ在白大使館員ニ述ヘタル通り「カムフラージュ」ニ過キサルコトトナリ如何ニ獨逸委員等ノ斡旋アリトテ事務局ヲ説得スルコトハ極メテ困難ナリト認メサルヲ得ス依テ條約國ニ對シテハ御來示ノ如キ非公式參加以外ニ最早方法ナカルヘシト存セララル

他方今次小委員會ノ議事ハ貴方ノ諮問事項ニ對スル答申ノ作成ヲ主要任務トシ我方ノ態度如何ニ拘ラス原則上ノ決定ヲ爲スモノニテ出品目録、追加規則等カ論議セラルル次第ニアラサレハ之カ延期ヲ工作スルコトハ必要モナク又目下ノ所不可能ナリ依テ事務局ニ對シテハ松永聲明書ナルモノハ提出ヲ見合セ大使館ヨリ別電第三〇八號ノ如キ「ノー」トヲ送付スルニ止メタリ右御了承ヲ請フ

英、獨、伊、白、蘭、致、波、西、瑞典、瑞西、蘇へ暗送セリ

(別電)

パリ 5月20日後発
本省 5月21日前着

第三〇八號

帝國政府ハ小委員會ニ對スル事務局長ノ報告及日本萬國博ニ關係アル出品目録及追加規則ノ草案ヲ慎重ニ検討セリ然ルニ右書類ノ目的タル諸原則ヲ非條約國ニ適用スルニ當リ重大ナル支障アルコト發見セラレタルニ付帝國政府ハ總ユル場合ヲ考慮シテ爲サルヘキ調査ノ終了スル迄意見ヲ留保

スヘク餘儀ナクセラレタリ依テ帝國大使館ハ遺憾乍ラ目下ノ所東京ノ公式意見ヲ通達シ得サルモ東京博ニ關スル事務局ノ執ラレタル勞ニ對シテハ深厚ナル謝意ヲ表スルモノナリ
本電ノ通り暗送セリ

1448

昭和13年5月24日 在仏国杉村大使より
広田外務大臣宛(電報)

万博開催に関する日本の態度決定までは議決
保留とする国際博覧会事務局小委員会の結論
につき報告

パリ 5月24日後発
本省 5月25日前着

第三一三號

往電第三〇七號ニ關シ

小委員會ハ二十一日午後事務局ニ於テ開催セラレタリ會議
半ニシテ委員長ハ別室ニアリタル松永及齋藤ヲ會議室ニ招
キ帝國政府ハ事務局ノ態度ニ對シ一切ノ意見ヲ留保スルモ
ノナル旨通牒シ越シタルニ付小委員會トシテハ帝國政府ノ

態度決定ヲ見ル迄何等議決セサルコトトシ散會スルノ已ム
ナキニ至レル旨ヲ述ヘタル趣ナリ

二十三日ニ至リ前記兩名カ獨逸委員及事務局長ニ接觸シテ
得タル印象ニ依レハ小委員會ノ空氣ハ我方ニ對シ頗ル同情
的ニシテ何等カノ妥結ニ到達スルノ希望濃厚ナリシ趣ニテ
事務局長ノ談ニ依レハ獨逸委員ハ事毎ニ我方ニ有利ナル様
議事ヲ導キ奮闘シ呉レタル由ナリ

尙今後ノ方策等ニ關シテハ近ク來佛ノ筈ナル有吉代表トモ
篤ト協議ノ上何分ノ卑見申進スルコトト致度シ
冒頭往電ノ通り暗送セリ

1449

昭和13年6月14日 在仏国杉村大使より
宇垣外務大臣宛(電報)

国際博覧会事務局との関係を不即不離に止め
つつ大局的立場で各国の日本万博参加を求め
る方針について

パリ 6月14日後発
本省 6月15日前着

第三六七號

往電第三一三號ニ關シ

滯巴中ノ有吉代表トモ篤ト協議ヲ遂ケタルカ要スルニ一般博ト云ヒ或ハ特殊ト云フモ其ノ範圍ノ廣狹ハ「ノミナル」ニ過キス一般博ニハ出品選擇ニ比較的自由アリトスルモ實際上ノ參加ニ當リ展示スル量ニ於テハ各國共一、二ノ例外ヲ除キ一般博ト特殊トノ間ニ多大ノ懸隔ヲ生スヘシトハ想像シ得ス殊ニ一定ノ「プログラム」ヲ掲クル特殊ハ動モスレハ見本市ニ墮セントスル一般博ニ比シ一層有意義ニシテ却テ成果ヲ收ムルニアラスヤトモ考ヘラレ之ヲ以テ比較的多數國ノ公式參加ヲ得ルニ努ムルコト得策ナルヘシト認メラレタリ然シ乍ラ我方トシテハ非條約國トノ關係モアリ餘リニ窮屈ナル制限ヲ受クルコト面白カラストノ趣旨モ當然ノ儀ナルニ依リ此ノ際條約事務局トノ關係ハ不即不離ノ間柄ニ止メ更メテ大局の立場ヨリ各國ノ參加ヲ考慮シ直スコト一案カトモ存セラレ一切ヲ舉ケテ御訓令通りニ措置スルコトヲ申合セタリ

條約國ノ參加ニ關シテハ事務局ニ對シ正式ニ除外例ヲ求メシムル方法、條約ニ加入シ居ラサル植民地ノ名義ヲ用ヒル方法、政府後援ノ下ニ私の團體ヲ表面ニ立タシムル方法等

アルヘク其ノ何レヲ採用スヘキヤニ付テハ各國ノ事情ニ依リ異ルモノアルニ依リ其ノ裁量ニ俟ツ以外致方ナシト思考スルモ本年十月ノ事務局會議以前ニ條約國ノ態度ヲ決定セシメ置クコト最モ肝要ナルヘシト存ス右氣付ノ點御參考迄冒頭往電ノ通り暗送セリ

~~~~~

1450

昭和13年6月22日

在ニューヨーク若杉總領事より  
宇垣外務大臣宛(電報)

東京五輪は国際平和に貢献せず米國は参加を  
拒絶すべしと論じるニューヨークタイムズの

社説について

ニューヨーク

発

本省 6月22日前着

特情紐育第一六五號

二十日「タイムズ」社説「東京ノ「オリンピック」大會」  
米國「オリンピック」委員中「マンニング」及「ビンガム」  
等ハ一九四〇年東京テ開催ノ「オリンピック」大會ハ眞ノ  
國際平和及親善ヲ促進スルモノニアラストノ見解カラ米國  
ノ東京大會參加ニ反對シテ辭任シタカ「ブランデジ」米國

「オリンピック」委員長ハ「スポーツ」ハ總テノ政治的或ハ人種の考慮ヲ超越ス」ト言フ立場ヲ執ツテ居ル然シ伯林大會カ眞ノ國際平和及親善ニ何等貢獻シナカツタ如ク來ルヘキ東京大會モ「オリンピック」本來ノ目的達成ニ貢獻スル所ハナイタラウ又米國選手ノ伯林大會參加カ「ナチ」ノ宣傳ヲ或程度迄助ケル様ナ結果ヲ生シタ如ク東京大會參加モ日本ノ宣傳ヲ助ケルコトニナルタラウ數百萬ノ支那人ヲ死ニ導キ且其ノ自由生存權ヲ脅カシテ居ル日本政府ノ行動ニ對スル我等ノ烈々タル義憤ヲ隱ス様ナ態度ヲ執ルノハ偽善ヨリモ惡イ行爲タ若シ東京ニ大會カ開カレル様ニナツタラ我々ハ同大會參加ヲ拒絕シ以テ日本政府ノ行動ニ對スル我々ノ道德的判斷ヲ示スコトカ出來ル

1451

昭和13年7月8日  
宇垣外務大臣より  
在米國齋藤大使、在英国吉田大使、在シドニー若松總領事宛(電報)

仮に日本万国博覧會中止となれば各国でどの  
よくな観測がなされるか査報方訓令

本省 7月8日後5時發

合第二二七二號(極秘)

目下時局ノ關係ヨリ日本萬國博覧會ノ開催ヲ中止セヨトノ議論盛トナリ居レル處政府ニ於テハ何等右ニ決定シタル次第ニハ非ラザルモ假リニ開催取止メトスル場合ニハ諸外國ハ日本ニ對シ如何ナル觀測(我方ノ財政經濟其他ニ付)ヲ與フルヤ本邦招請委員目下各方面ト折衝シ居ル關係モアリ各國政府ハ我方ニ對シ如何ナル感情ヲ懷クベキヤ貴官ノ御觀測至急御回電相成度尙本件ハ折角努力中ナル本邦委員ヲ「デイスカレッジ」スル懸念アルニ付同委員ニモ絶對内幕トセラレ度  
米宛ノモノ  
本大臣ノ訓令トシテ伯ニ轉電シ、伯ヨリ亞、智ニ轉電セシメラレ度シ  
英宛ノモノ  
本大臣ノ訓令トシテ佛、獨、伊、白、和蘭ニ轉電アリ度シ

1452

昭和13年7月9日  
在シドニー若松總領事より  
宇垣外務大臣宛(電報)

日本万博中止の場合豪州において予想される  
反応について

シドニー 7月9日後発  
本省 7月9日夜着

第一一三號(極秘)

貴電合第二一七一號ニ關シ(萬博開催中止ニ關スル觀測ノ件)

御承知ノ通り目下支那側及之ヲ支持スル方面ノ宣傳ハ日本ハ長期戰ニ於テハ財政經濟ノニ破綻ヲ來シ結局敗(北)ニ終ルヘシトノ點ニ論法ヲ集中シ居ルニ今ヨリ二年先ノ萬博開催ノ如キ行事ヲ中止ストセハ恰モ右宣傳ヲ裏書スルカ如キ結果トナルヘク殊ニ招請委員ノ出發ハ我長期戰決意ノ後ナルニ今更右開催ヲ中止スルコトトセハ其ノ後我作戰上更ニ齟齬ヲ來セルカノ印象ヲ諸外國ニ與フル惧アリ當領政府ハ萬難ヲ排シテ之カ參加ヲ希望シ居リ又一般ハ萬博開催ノ如キ事例ヲ我國民生活ノ安(定)及財政經濟ノ健全且餘裕綽々タルコトノ一證左ト認メ居ル次第ナルニ付右中止ノ當領ニ與フヘキ影響ハ相當深刻ナルモノアルヘシ

眞ニ國家的困難アルナラハ小規模改組ノ途モアルヘク兎ニ角開催中止ハ對外關係上慎重考慮ノ要アルヤニ存セララル

1453

昭和13年7月10日  
在アルゼンチン内山公使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

日本万博中止の場合アルゼンチンにおいて予

想される反応について

ブエノスアイレス 7月10日後発  
本省 7月11日後着

第一五一號(極秘)

<sup>(1)</sup>在英米各大使宛貴電合第二一七一號ニ關シ(萬博中止ニ對スル觀測問合ノ件)

本使ハ客年巴里ニ於テ萬博中央事務局ト交渉ノ任ニ當リ又當地着任後ハ亞爾然丁、「ウルガイ」、「パラガイ」三國ニ於テ東京萬博ノ爲宣傳之ニ努メ同博開催ハ帝國ノ國家的記念事業ニシテ日本國民ノ總意ナルコト及日支事變繼續スルモ我國力ハ萬博ノ開催ハ勿論「オリソピック」大會ヲ合併セ開催スルニ充分ナリト説キ今回萬博使節ノ來訪ニ當リテハ公開ノ席上屢之ヲ繰返シ前記三國ハ既ニ大體參加ヲ表明セル際右中止説ヲ傳ヘラルルハ洵ニ心外ニテ六日ノ「ハバス」電ハ當方限り直ニ取消シ置クヘキ筈ノ處使節滯在中ニテモアリ特ニ爲念往電第一四八號ノ通り御問合シタル次第

ナリ

今中止説ヲ理由付クルニ最近ノ水害、或種國家ノ不參加殊ニ日支事變ノ永續ニ依リ生スル困難氣象等種々アランモ何レモ決定的理由トナラス從テ右中止ノ結果ハ如何ニ説明スルトモ「日本ハ對支開戦一年ニシテ既ニ屁古垂レタリ支那ノ勝利近キニ在リ」トノ支那側宣傳ノ思フ壺ニ嵌リ之ニ對スル我方從來ノ國力充實説ハ一ノ「ブラツフ」ナリトノ印象ヲ世界ニ與ヘ之カ財政經濟上及一般我對外信用ニ及ホス惡影響ニ至リテハ蓋シ豫測シ得サルモノアルヘク苦心ヲ重ネツツアル我對外宣傳モ亦甚タ價值ナキモノトナリ其ノ指導力ヲ失フヘシ

而シテ萬一内政上右中止ヲ必要トスル事由アリトスルモ支那側カ抗戰ノ牙城ト恃ム漢口ノ陥落ヲ目前ニ控ヘ乍ラ我ヨリ進ンテ此ノ種不利ナル論議ヲ行フハ對外政策上頗ル面白カラス今ハ少クトモ其ノ時機ニアラス萬博ハ宜シク從來通り熱心ニ其ノ準備ヲ進メ使節ニハ其ノ儘行動ヲ繼續セシムルコト肝要ナリト信ス

將來ノ問題トシテ漢口占領後更ニ大規模ノ攻撃策ヲ持續スヘキヤ否ヤ之ト萬博トノ關係ニ付テハ支那側ノ態度、一般

國際情勢等慎重考慮ノ上中止ヲ絶對必要トスルカ如キ場合ハ恐ラク「オリンピック」大會ヲモ中止スルノ要アルヘク申迄モナキ儀乍ラ戰爭ノ決定的勝利ハ必スシモ武力ノミニ依ラス一國ノ有スル國際的信用及國民精神ノ健全サ等亦與ツテ力アルヲ思ヘハ萬博ノ如キ既ニ世界ノ檜舞臺ニ登場セシメタル國家事業ハ物價高二依リ規模縮少ノ如キ事務的の内容ノ變更ハ別トシ事業其ノモノノ遂行ニ付テハ國家トシテ強固ナル決意ヲ以テ之ニ當ラルル様致度シ

尙前記「ハバス」電報ニ付其ノ眞偽問合ノ向モアリ不安心ノ點アルニ付此ノ際政府トシテ右取消方然ルヘク御措置仰度シ

米、伯、智へ轉電セリ



1454

昭和13年7月11日

在米國齋藤大使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

日本万博中止の場合米國において予想される

反応について

ワシントン 7月11日後発

本省 7月12日後着

第三六四號(極秘)

貴電合第二一七一號ニ關シ(萬博開催中止ニ關スル觀測問合ノ件)

萬博中止ハ日本カ支那事變永引クニ連レ財政的及經濟的ニ漸次弱リ來レリトノ説ヲ爲シツツアル當國一部ノ論者ニハ好個ノ資料ヲ與フヘキモ實際ノ處萬博ノ開催ハ未タ當國人一般ニハ知レ居ラス又之ヲ知レル者モ別段重要視シ居ラサル實情ニシテ此ノ際中止ヲ發表セラルルモ之カ爲特ニ當國財界等ニ實際上ノ惡影響ヲ及ホスカ如キコトハナカルヘシト存セラル(在紐育本邦商社筋ノ意見モ同様ナリ)旁結局本件中止ニ決セラルルモノナラハ寧口餘リ深入セサル中ヲ可トスルヤニ思考ス  
紐育へ暗送セリ

1455 昭和13年7月12日

在英國吉田大使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

日本万博中止の場合英國において予想される  
反応について

ロンドン 7月12日後発  
本省 7月13日前着

第五四七號(極秘)

貴電合第二一七一號ニ關シ

一、本件博覽會ニ英國側頗ル氣乘薄ノ次第八襄ニ往電第三一號ヲ以テ一應報告置キノ通りナルカ更ニ其ノ後有吉氏滯英中關係各方面ト懇談ノ結果ニ徴スルモ一ニハ博覽會條約トノ關係アリニ二ハ假ニ條約關係ニ付テノ話合付キ政府カ正式參加スルコトトナルモ戰爭事態繼續シ居ル限り實際問題トシテ英民間ノ熱心ナル參加ヲ期待シ難キ次第益々明瞭トナレルヲ以テ當時本使ハ有吉氏ニ戰爭終結セハ本件進行懸念ナキモ目下ハ勸誘ニ甚タ時機ヲ得サル旨述ヘ置キタルカ有吉氏モ本使ト同様ノ感ヲ懷ケルモノノ如シ

二、又過日小瀧ハ有吉氏滯英中ノ好意ニ對スル謝禮旁「サー、エドワード、クロウ」往訪ノ砌リ本問題ヲモ話合ヒタル處「エ」ハ之迄日本ノ爲最善ノ努力ヲ試ミ居レルモ最大ノ困難ハ日本カ目下交戰中ニテ而モ日本ノ輸入制限益々強化セラレツツアル點ニ在リトテ之迄産業聯盟其ノ他有

力筋ニ夫レトナク當リ來レル經過ヲ説明ノ後出來得ヘク  
ンハ日本ニ於テ開會ヲ延期セラルコト最モ賢明ノ策ナ  
リ

元來大博覽會成功ノ爲ニハ少クトモ四、五年ノ準備期間  
ヲ要ス然ルニ戰後經營關係ニモ多事ナルヘキ日本ニ取リ  
一九四〇年迄ニハ餘ス所僅ニ一年アルノミ然レトモ獨伊  
ハ暫ク別トシ其ノ他歐洲諸國ハ恐ラク英ト同様ノ氣持ニ  
テ參加ヲ躊躇スヘシ尤モ他面開會延期トナラハ日本ノ戰  
爭相手國カ之ヲ日本ニ不利ナル宣傳ニ利用スル惧アリト  
ノ懸念アルヘキモ日本ハ東亞ノ平和恢復後所謂平和博ヲ  
大々的ニ開催スヘク條約トノ關係モアリ延期ニ決定ノ次  
第適宜説明宣傳スレハ識者ハ之ヲ善解スヘシトテ頻リニ  
延期方ヲ勸奨セリ

三、尙過般「セリグマン」來訪シ本使ニ對シ全ク日本ノ友人  
トシテノ自分一己ノ考ナリト前置シテ「オリンピック」  
選手訓練ハ本年秋頃ヨリ開始スル必要アリ然レトモ其ノ  
費用ハ他國ト異リ一切民間ノ寄附ニ待ツ慣例ナル處目下  
ノ空氣ヨリ察シ對日選手派遣ニハ充分ノ寄附ヲ得ルコト  
至難ニテ假ニ選手ヲ派遣スルコトニ決スルモ其ノ數極メ

テ僅ナルヘシト懸念セラルルニ付日本ノ面目ノ爲ニ延期  
ヲ勸告シ度シト懇々話シ居タリ御參考迄ニ申添フ  
貴電ノ通り郵送セリ

1456

昭和13年7月13日

在伊國堀田大使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

日本万博中止の場合伊国において予想される  
反応について

ローマ 7月13日後発  
本省 7月13日夜着

第三〇〇號(極秘)

英宛貴電合第二一七一號ニ關シ(萬博中止ニ關スル觀測問  
合ノ件)

本件開催中止カ本邦財政經濟ノ實情ニ付不利ナル印象ヲ與  
フヘキハ已ムヲ得サル處何レニスルモ此ノ種國際的交渉ヲ  
有スル問題ヲ未決定ノ狀態ニ置クコト最モ害ヲ爲ス次第ニ  
付此ノ際開否何レカニ明確ニ態度ヲ決セラルルコト肝要ト  
存ス尤モ伊國ハ財政上相當ノ困難アルニ拘ラス一九四一年  
博覽會ノ爲目下大規模ナル準備ヲ着々進メ居レリ本邦博覽

會ニ對シテモ欣然參加ヲ約シタル次第ナルモ本邦側中止ニ依リ別段感情ヲ害スルカ如キ懸念ナカルヘシ

1457

昭和13年7月15日  
宇垣外務大臣より  
在米國齋藤大使、在英國吉田大使他宛  
(電報)

### 日本万博計画の延期を閣議決定について

本省 7月15日後5時50分發

合第二二四四號(大急)

本十五日閣議ニ於テ「紀元二千六百年記念日本萬國博覽會ハ最近ノ情勢ニ鑑ミ之カ開設ヲ延期セシムルコトトシ開設ノ時期ニ關シテハ追テ指示スルコト」ニ決定シタリ

1458

昭和13年7月15日  
宇垣外務大臣より  
在米國齋藤大使、在英國吉田大使他宛  
(電報)

### 日本万博計画延期につき任國政府に正式申入

#### れ方訓令

本省 7月15日後4時30分發

合第二二四五號(大急)

往電合第二二四四號ニ關シ

我國ハ神武天皇御即位以來二千六百年ニ相當スル昭和十五年ヲ記念スル爲同年東京ニ博覽會ヲ開催スルコトトシ本年三月之ガ參加方列國ニ招請狀ヲ發スルト共ニ諸外國ニ招請委員ヲ派遣シ列國ニ參加方懇渾中ナリ、然ルニ國際博覽會條約ノ規定ニ依レバ同年ニ於テハ一般萬國博覽會ヲ開催シ得ズ同條約加盟國ハ日本博覽會ニ正式ニハ參加シ得ザル次第ニシテ今日迄ノ所我方懇渾ノ實績ニ徴スルニ參加ヲ表明シ乃至參加ノ内諾ヲ與ヘタル國ハ尠キ有様ナリ又現下我國ニ於テハ舉國一致物心兩方面共ニ總動員シテ聖戰目的達成ニ邁進セル際ニアリ是等事情ヲ慎重考慮ノ結果政府ニ於テハ今七月十五日日本博覽會開催ハ之ヲ延期スルコトトシ支那事變ノ推移ヲ見極メタル上適當ノ時機ニ於テ列國政府ノ正式參加ヲ見ルベキ盛大ナル萬國博覽會ヲ開催スルコトニ決定シタリ就テハ右ノ旨任國政府ニ直チニ正式御申入相成度

尙帝國政府ノ日本博覽會招請ニ對シ既ニ正式參加方表明乃至内諾シタル任國政府ニ對シテハ深甚ノ謝意ヲ表明セラレ度

右招請委員ニモ御傳ヘ請フ

(米宛ノモノ)

訓令トシテ

伯刺西爾、加奈陀、墨西哥、玖馬、「パナマ」、「コロンビア」ニ轉電シ伯ヨリ亞、祕露、智利ニ轉電セシメラレ度シ(ボリビア、エクアドルニ對シテハ在祕露公使ニ於テ可然取計ハレ度シ)

(英宛ノモノ)

訓令トシテ

英ヨリ佛、伊、白、獨、蘇聯邦、土、西班牙、葡萄牙、和蘭、瑞典、ラトヴィア、致須國、羅馬尼、波蘭、芬蘭、埃及、南阿聯邦ニ轉電アリタシ(アルバニアニ對シテハ在伊大使ニ於テ可然取計ハレ度シ)

(カルカッタ宛ノモノ)

訓令トシテ

アフガニスタン、イラン、暹羅、シドニー、ウエリントンニ轉電アリタシ

1459

昭和13年7月15日

宇垣外務大臣より  
在米國齋藤大使、在獨國東郷大使他宛  
(電報)

東京五輪大会の返上を閣議決定について

本省 7月15日後5時50分発

合第二二四六號

十五日閣議ニ於テ政府ハ一九四〇年東京「オリンピック」開催取止ヲ適當ト認メ右東京大會組織委員會ニ通達スルコトトナレリ。至急情報通り轉電轉報アリタシ

編注 本電報の宛先は「至急情報宛先」となっている。

1460

昭和13年7月15日

在獨國東郷大使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

東京五輪返上と日本万博の延期に対する獨國內の反応について

ベルリン 7月15日後発

本省 7月16日前着

第三七九號

貴電合第二二四四號及第二二四六號ニ關シ

「オリンピック」東京大會取止ニ關スル帝國政府ノ決定ノ東京來電ハ當國ニ於テ大々的ニ報道セラレ民間ニ於テハ或

ハ日本語ヲ修得シ或ハ零細ナル貯金ヲ行フ等訪日ノ準備ヲ爲シ居タル者鮮カラサリシ關係上多大ノ失望ヲ感シタルハ事實ナルカ當國官邊ニ於テハ充分我方ノ立場ヲ了解シ新聞等ノ指導ニ努メ居ルモノト見エ其ノ論調モ日本カ東亞ニ於ケル大事業遂行上全力ヲ注ク必要アルハ勿論ニシテ今次ノ決定ハ敢テ驚クニ足ラスト爲シ極メテ理解アル態度ヲ示シ居レリ

尙萬博ニ付テハ報道ヲ掲クルニ止マリ大ナル注意ヲ惹キ居ラス



1461 昭和13年7月16日 在米國齋藤大使より  
宇垣外務大臣宛(電報)

東京五輪返上に関する米国内の報道振りにつ  
いて

ワシントン 7月16日後発  
本 省 7月17日前着

第三七三號

東京「オリンピック」取止ニ付テハ當方面各新聞モ相當注意ヲ拂ヒ十五日東京發A、Pハ本件取止決定ノ主タル原因

ハ(イ)日支事變カ一九四〇年迄永續スルヤモ知レストノ考慮(ロ)事變ニ依ル日本經濟ノ窮迫(ハ)現地軍隊ニ對スル心理的影響(ニ)日本ノ國家主義的風潮ニ對スル惡影響等ニ在リト報シ十五日紐育「タイムズ」社説ノ如キハ日本軍部ハ當初ヨリ「オリンピック」開催ハ日本ノ國家主義的風潮ヲ弱化スルモノナリトシテ之ニ反對シ居タル次第ニモアリ今次取止モ日支事變等ヲ考慮シタル軍部ノ希望ニ依ルモノナリ尤モ現ニ對支侵略ヲ實行シツツアル日本ニ於テ「オリンピック」ヲ開催スルハ凡ユル意味ニ於テ僞善タルヲ以テ吾人ハ本件取止ニ贊成スルモノナリト論シ同日「ヘラルド、トリビューン」社説ハ本件取止ハ多少豫想セラレサリシニアラサルモ日支事變軍部ノ反對等ニ基クモノニシテ重要ナル意味ヲ有ス各國ハ日支事變ニ鑑ミ必スシモ東京開催ニ好感ヲ有セサリシヲ以テ一種ノ安堵ノ念ヲ以テ本件取止ヲ迎ヘツツアリト論シ十六日華府「ポスト」社説ハ本件取止ハ事變ノ結果日本カ當面シ居ル切迫セル状態ヲ示スモノニ外ナラスト論シ居レリ

紐育へ郵送セリ



1462

昭和13年7月16日  
宇垣外務大臣より  
在米國齋藤大使、在仏國杉村大使他宛  
(電報)

東京五輪返上の主旨を關係方面へ説明し謝意

表明方訓令

付記 昭和十三年七月十六日、東京市オリンピック

委員会発表

東京五輪返上に関する声明書

本省 7月16日午後8時30分發

合第二二六六號

往電合第二二四六號ニ關シ

第十二回「オリムピック」東京大會組織委員會ハ十六日東京大會返上ヲ決議シI、O、Cへ此旨電報シタル所此機會ニ本官ヨリモ大會東京招致ニ盡力シ吳レタル各國當局竝ニ國際「オリムピック」關係者ニ一應挨拶致シ度キニ付大會返上ハ一ツニ物心兩面ニ亘リ益々國家ノ總力ヲ擧ケテ今次事變ノ目的達成ニ邁進シ以テ東亞永遠ノ平和ヲ確立セサルベカラストスル國民一致ノ決意ニ依ルモノナルコトヲ説明ノ上關係方面へ從來ノ援助ニ對シ非公式ニ懇篤ナル謝意ヲ表スト共ニ東京市ハ一九四四年第十三回大會開催運動ヲ

爲スノ決意ヲ有スルニ付右ニ對シ重ネテ後援方可然依頼アリタシ

米

米ヨリ在米各大公使、紐育、桑港、市俄古、羅府へ轉電

アリタシ

佛

在歐各大公使へ轉電アリタシ

新嘉坡

暹羅、シドニー、カルカタへ轉電アリタシ

「マニラ」、上海、北京、新京

埃及

イラン、アフガニスタン、ケープタウンへ轉電アリタシ

(付記)

聲明書

政府ハ本市ニ對シ昨十五日第十二回國際オリンピック東京大會ニ關シ現下ノ時局ハ舉國一致物心兩方面ニ亘リ總動員ヲ斷行シ聖戰ノ目的達成ニ邁進シツツアル國內情勢ニ鑑ミ之ガ開催ヲ取止ムルヲ適當ナリト認ムル旨ノ通達ヲナセリ

惟フニ東京大會ハ昭和六年十月東京市會ガ滿場一致紀元二千六百年ニ際シ之ヲ本市ニ招致スベシトノ決議ヲナシ直ニ本格的運動ニ着手シ爾來内外識者ノ支援ヲ受ケ絶大ナル努力ノ結果、昭和十一年七月三十一日愈々東京ニ決定スルニ至レリ之實ニ 皇國ノ盛運ト舉國ノ支援ニ依ルモノニシテ遂ニ吾人ノ待望セルオリンピック史上最初ノアジアニ於ケル大會開催ノ機會ヲ得タルモノニシテ今卒然トシテ之ヲ失フハ誠ニ感慨ニ堪エサル所ナリ

然共政府ニ於テ既ニ之ガ中止ヲ決定セラレタル以上本委員會ノ意見ハ從來ト異ナル所ナキモ此ノ際潔ク多クノ理由ヲ抛擲シテ國策ニ順應シ報國ノ誠ヲ致スベキヲ信ス

而シテオリンピック大會ハ事變後ヲ通ジ國民ノ体位向上ヲ期スルト共ニ日本精神ヲ世界ニ宣揚スベキ絶好ノ機會タルコトヲ確信シテ疑ハズ吾人ハ近キ將來東亞ニ平和克復ノ期アルヲ信ジ次期オリンピック大會ヲ東京市ニ誘致スヘク萬全ノ努力ヲ拂ヒ以テ國際上ノ權威ト信義トヲ保持スルト共ニ我國民ノ興望ニ副ハンコトヲ闡明シ茲ニ第十二回國際オリンピック東京大會ノ招致竝開催ニ付内外ヨリ寄セラレタル厚意ト同情トニ對シ深厚ナル感謝ノ意ヲ表シ併セ

テ將來ノ支援ヲ懇請シテ止マサルナリ  
右聲明ス

昭和十三年七月十六日

東京市オリンピック委員會